

「宮城県立がんセンターがん何でも講座」実施要項

(目的)

第1 宮城県立がんセンターが重点的に取り組む「がんの予防・治療・研究」に関し、宮城県民からの希望に応じ、職員が直接出向いて講演を行う「宮城県立がんセンターがん何でも講座」(以下「講座」という。)を実施することにより、「がん」に対する県民の理解と関心を深める。

(事務)

第2 講座の受付、実施状況のとりまとめ、申込団体等との日程調整については病院事務局総務グループ(以下「事務局」という。)が行う。

(講座の対象)

第3 講座は、おおむね30人以上が参加する集会・会合を対象に実施する。ただし、次の各号に該当する場合は対象としない。

- (1) 営利活動、宗教活動又は政治活動に利することを目的として開催しようとする場合
- (2) もっぱら苦情、要望・陳情又は交渉のために開催しようとする場合

(実施方法等)

第4 講座の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 講師は、宮城県立がんセンター職員とする。
- (2) 講座の実施時間は、原則として、平日の午前10時から午後5時までの間でおおむね90分以内とする。ただし、申込団体等からの希望があれば、事務局等と団体等との協議により、それ以外の時間に実施することができる。
- (3) 事務局は、原則として、講座実施希望日の6か月前から2か月前までに、「宮城県立がんセンターがん何でも講座」申込書(様式1)により申込みを受け付ける。
- (4) 事務局は、申込団体等と日程、内容等の調整を行い、「宮城県立がんセンターがん何でも講座」決定通知書(様式2)により申込団体等に通知する。
- (5) 事務局は、実施要項第3に該当し講座を実施しない場合及び申込みが多く日程調整ができない場合等について、様式2により申込団体等に通知する。
- (6) 講座実施時に出された意見・質疑等に対しては事務局等が対応する。

(経費)

第5 会場は、申込団体等が県内に準備し、その費用も負担する。講座職員の派遣費用及び資料(有料頒布している資料を除く。)は、原則として宮城県立がんセンターが負担する。

附則

- 1 この要項は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成28年6月1日から改正施行する。
- 3 この要項は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 4 この要項は、令和3年4月1日から改正施行する。
- 5 この要項は、令和4年4月1日から改正施行する。